

凍結防止剤購入仕様書

（総 則）

第1条 本仕様書は、京都府が実施する除雪作業に使用する凍結防止剤（塩化カルシウム）の購入について適用する。

2 受注者（以下「乙」という。）は、発注者（以下「甲」という。）の納入の指示により誠実に履行するものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は契約締結日から令和9年3月31日までとする。

2 納入開始日は甲乙協議するものとし、乙は契約日の翌日より確実に納入できる体制を確保しなければならない。

（承諾図書）

第3条 乙は、本契約の履行を確実にを行うため、契約締結後物品納入前に以下の項目を記載した承諾図書を甲に提出し、承諾を得なければならない。

（1）凍結防止剤の規格 （2）備蓄倉庫計画 （3）輸送計画

（納入の期限）

第4条 前条にて承諾を得られた凍結防止剤の納入の指示は、甲から乙に適宜行うものとし、乙は甲の指示を受けた場合には、表－1の凍結防止剤配備箇所等へ次に示した期限までに確実に納入しなければならない。

2 天災、不可抗力で上記要件を満足できない場合は、甲乙協議する。

指 示 時 間	納 入 期 限
9時～正午まで	指示日の翌日正午まで
正午～17時まで	指示日の翌日17時まで
17時～翌9時まで	指示日の翌々日正午まで

※1日の受付数量の内20t（25kg詰換算800袋）を超える分については、翌々日正午までを納期限とする。

（凍結防止剤の規格等）

第5条 塩化カルシウムは25kgの防湿袋入りとし、次の規格に適合しなければならない。

品 質	粒 度	品質及び粒度試験方法
①塩化カルシウム70%以上 ②凍結防止剤 10%濃度水溶液における含有成分が水質汚濁防止法の排水基準のうち、表－2の基準に適合すること。 ③異物の混入、異臭、汚損塩又は不純物の異物含有がないこと。	①最大粒径 16mm 以下 ②粒状又はフレーク状	【品質試験】 有害物質 ・水質汚濁防止法で定める有害物質測定方法による。

2 凍結防止剤の規格は、納入しようとする凍結防止剤について品名、製造元または生産地、品質規

格を記載し、品質証明書を添付しなければならない。

- 3 品質証明書の提出頻度は契約締結後すみやかに提出すること。また、品質証明書は、日本国内の公的試験機関（大学等を含む）が発行する証明書とする。
- 4 乙は凍結防止剤の品質に疑義が生じ、甲より物品の品質規格についての試験を指示された場合は、当該指示に従わなければならない。また、試験完了後は品質証明書を速やかに甲に提出しなければならない。なお、試験に要する費用は請負者の負担で行うものとする。
- 5 乙は前項の試験の結果、それぞれの凍結防止剤の品質規格に適合しないと判明したものについては、無償で早急に交換しなければならない。

（防湿袋の空袋処理）

第6条 使用済み塩化カルシウム防湿袋の回収及び処理は含まない。

（備蓄倉庫計画）

- 第7条 乙は、凍結防止剤を安定供給できる備蓄倉庫を確保しなければならない。なお、安定供給可能な備蓄倉庫であれば、専用でなくても良い。
- 2 備蓄倉庫計画は、備蓄倉庫の住所、位置図、備蓄倉庫の現況写真を記載するものとする。
 - 3 乙は、常に備蓄を確保しておくものとする。

（輸送計画）

第8条 輸送計画は、製造元または輸入元から備蓄倉庫までの運搬体制、備蓄倉庫から表－1の凍結防止剤配備箇所までの運搬体制、運搬の経路、連絡体制、緊急時の対応等を記載するものとする。

（納入場所及び購入予定数量）

- 第9条 納入場所及び購入予定数量は、表－1のとおりとする。
- 2 甲が予定している凍結防止剤の購入予定数量は気象変動により増減するものであり、乙はその購入予定数量を担保とし契約単価の変更を協議することはできない。

（その他）

第10条 この仕様書に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

表－１（第４条、第８条、第９条関係）

凍結防止剤 配備箇所	所 在 地	塩化ナトリウム 1t 入り		塩化ナトリウム 500kg 入り		塩化ナトリウム 25kg 入り		塩化カルシウム 25kg 入り		塩化カルシウム 10kg 入り	
		購入 予定 数量 (t)	1 回 当た り最 大購 入予 定量 (t)	購入 予定 数量 (t)	1 回 当た り最 大購 入予 定量 (t)	購入 予定 数量 (t)	1 回 当た り最 大購 入予 定量 (t)	購入予 定数量 (t)	1 回 当た り最 大購 入予 定量 (t)	購入 予定 数量 (t)	1 回 当た り最 大購 入予 定量 (t)
宇治総合庁舎	宇治市宇治若森	－	－	－	－	－	－	18.135	4	－	－
田辺総合庁舎 (山城北土木事務所)	京田辺市田辺明田	－	－	－	－	－	－	18.135	4	－	－
合 計		－	－	－	－	－	－	36.27		－	－

注）１：購入予定数量は、過去５カ年平均使用量であり、気象変動等により増減する。

２：１回当たり最大購入予定量は、当初購入時を除くシーズン中の最大量である。

表－２（第５条関係）

有 害 物 質 の 種 類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1 mg/l
シアン化合物	シアン 1 mg/l
有機燐化合物	1 mg/l
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/l
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/l
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	0.003 mg/l
チラウム	0.06 mg/l
シマジン	0.03 mg/l
チオベンカルブ	0.2 mg/l
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/l
ほう素及びその化合物	ほう素 10 mg/l
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8 mg/l
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/l